

# 子育て支援ネットワーク形成・資質向上事業実施要綱

平成28年4月1日  
福祉保健部こども政策局  
こども政策課

## 1 趣 旨

子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを図るため、地域の子育て支援団体、子育て支援コーディネーター等の子育てサポーター、大学等の研究機関など、子育てを取り巻く様々なプレイヤー間のネットワーク形成や資質向上等に資する取組を支援することとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

## 2 実施主体

地域の子育て支援団体、子育て支援コーディネーター等の子育てサポーター、大学等の研究機関など、子育て支援に関係する3者以上で構成する団体

## 3 実施内容

地域の子育て支援団体、子育て支援コーディネーター等の子育てサポーター、大学等の研究機関などが、3者以上で自主的にネットワークを形成し取り組む、研修会の開催やイベントの企画運営などの、地域の子育て支援の資質向上を図る事業

## 4 事業の採択

子育て支援ネットワーク形成・資質向上事業の採択方法については、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援ネットワーク形成・資質向上事業を実施しようとする者は、別記様式により事業計画書を作成し、こども政策課長に提出する。
- (2) こども政策課長は、事業計画書を審査の上、採否を決定するものとする。
- (3) 採択後の個別事業の追加や内容の変更等を行う場合については、こども政策課へ事前に協議を行うこととする。

## 5 補助金の交付

知事は、3に規定する事業に取り組む2に規定する団体に、別に定めるところにより、補助金を交付する。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。